

総務第 4762 号
令和 3 年 9 月 29 日

公益社団法人広島交響楽協会
代表者 東谷 法文 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。
令和 3 年 12 月 12 日から令和 8 年 12 月 11 日まで

総務第 1103 号
平成 28 年 11 月 8 日

公益社団法人広島交響楽協会
代表者 金田 幸三 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成 28 年 12 月 12 日から平成 33 年 12 月 11 日まで

総務第 134 号
平成 23 年 12 月 12 日

公益社団法人広島交響楽協会
理事長 金田 幸三 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成 23 年 12 月 12 日 から 平成 28 年 12 月 11 日 まで